

原因・理由を表わす「間」の成立

鈴木 惠

- 一、はじめに
- 二、成立時期
- 三、成立原因
- 1、原因・理由を表わす表現形式に於ける検討
- 2、「ホドニ」との関連
- 四、むすび

一、はじめに

和化漢文研究の緒は、この漢文が如何様に正格漢文と異なるかを明らかにすること、すなわち、語序の相違・独特の用語の使用・敬語の有無等を指摘することであった。しかし、近時の和化漢文研究の趨勢が用字法研究であり、それを基盤として、他位相の言語との比較検討を行い、加えてこれを史的に究明せんとする立場よりすれば、先の指摘の中にも、いま一度その目で検討し直さねばならない問題も多いと考えられる。

標題に掲げた「間」も亦、その中の一つである。これについては、峠岸明氏の論文「今昔物語集に於ける変体漢文の影響について——「間」の用法をめぐって——」^{注1}を先鞭として、いくつかの研究が公にさ

れてきた。^{注2}それにより、「用言・助動詞の連体形に承接して時の副詞句を構成する」、所謂「間」の形式体言的用法が「文体的には変体漢文本来の用法である」ことが実証され、そこからこれを中心とした研究は、今昔物語集をはじめとする諸資料の文体解明や、他の語詞との関連を究明せんとするなど、大きな拡がりを見せている。

しかし、A表1V—平安初期以前の和化漢文資料に於ける「間」^{注3}の用法——並びに、A表2V—平安中期以降の和化漢文資料に於ける「間」^{注4}の用法——を比べてみると、和化漢文に於ける「間」の用法を論ずる場合、その形式体言的用法の存在を指摘するのみでは言足らないように考えられる。

この形式体言的用法は、A表1V/A表2Vに於いては、I時間的意味用法中のB継続、すなわち「くするうちに」の意と解せられる用法と、A表2VのII原因・理由を表わす用法、III形式語の三種の意味用法にほぼ限定されている。ところが、このうち継続の用法は、表に明らかなように、上代から平安後期以降に亘る種々の和化漢文資料に、確かに多数認められるものの、他に中國の正格漢文資料である、妙法蓮華經や大慈恩寺三藏法師伝に数例見受けられるのはじめとして、敦煌変文や、本邦に於ける正格漢文資料とされる

その他	IV程度	III関係	C場所	A内部 B距離	II空間	I時間			
						B継続	A期間	間	頃
79			5	1		1	4	間	法華經
5							2	頃	
17				8 13		6	12	間	慈恩伝
8							1	頃	
14				4		1	5	際	
3								程	
135		1	29	1 51		46	50	間	敦煌変文
1				1			1	頃	
								程	
87			2	3 15		18	18	間	日本書紀
1				4			4	際	
23			5	1		23	4	間	古事記
27				6 5		2	7	間	風土記
				3				程	
3								間	七代記
3		1		1		2	4	間	家伝
9								間	法王帝説
9				6		2	11	間	日本靈異記
16						3	8	頃	
1	1			4				程	
18				1				間	諷誦文稿
1						1	2	頃	
2							7	間	感靈録
						1	2	頃	

△表1V 平安初期以前の和化漢文資料に於ける「間」の用法(付、正格漢文資料・変文)

日本書紀からもかなりの数が拾われるのである。^{注5}
 この事実によって、所謂正格漢文なるものの定義を、改めて問い直してみる必要性が生じた訳でもあるが、少なくとも、この「間」の形式体的用法が和化漢文本来の用法であるとは、必ずしも言い切れないことが理解されるのである。
 従って、和化漢文に於ける「間」の特性を捉える為には、むしろ、和化漢文独自の意味用法に考及することが肝要であると考えられるのである。その意味用法とは、△表1V△表2Vの比較の結果に徴するに、正格漢文資料・平安初期以前の和化漢文資料からも、或いは敦煌変文・日本書紀からも看取されない、原因・理由を表す用法の他には無いように思われる。

しかし、この原因・理由を表す用法の解明は、確かにこれまで

原因・理由を表わす「間」の成立

その他	VI 程度	V 関係	IV 空間		Ⅲ 形式語	Ⅱ 原因・理由	I 時間				
			B 距離	A 内部			B 継続	A 期間			
9	2		1			6	17 37	2	間 程	貞信公記	平安中期
93	3	1	1	9	2	11	135 156	1	間 程	九 曆	
4 4		1			1	6	18 15	1 7	間 際 程	将門記	
181	3		5 10			76	227 373		間 程	御堂 関白記	平安後期以降
1			2	4		8	7 13	4 6 1 1	間 際 程	高山寺 往來	
	2		2	1 1		2	6 7	16 8	間 程	三宝 絵	

△表2▽ 平安中期以降の和化漢文資料に於ける「間」の用法

二三の試みが為されて来てはいるが、その成立時期・成立原因に未だ定説と言われるものが無いのが現状である。只、一般的には、中世以降成立したものと説かれることが多く、鎌倉時代頃から行われ

たと推定された研究^{注6}も見受けられる。管見によれば、従来の研究に於いて掲げられたかかる用法の最古例は、前掲峰岸氏論文所掲の、御堂関白記寛弘八年（西暦一〇一一年）の条のようである。

(1) 東宮雜事不閑問、可然冷旨等未下、(御堂閑白記 寛弘八年六月十三日裏書)

尚、峠岸氏は「中世以降一般的な用法となる、原因・理由を意味する「間」の用法」の一端として述べられているに過ぎず、右の例は、この用法の最古例を提示せんとされたものではないことを付記しておく。

二、成立時期

そこで、如上の観点に従い、先ず原因・理由を表わす用法の成立時期を推定すべく、和化漢文資料に於ける「間」の用例を検討してみると、既に、平安中期資料の貞信公記・九曆・将門記に、次下の如く散見される。

ここに、その一部を掲げる。

〔貞信公記〕

(2) 刑部卿從東門退出者、式部輔・丞皆稱病不參、召代官間、巳四點政始、可免近衛官人勤事、(承平元年八九三二二月十一日)

(3) 十三日、除目、丑四刻讒畢、定受領間、招左衛門督、其後爲問良氏・行並等能治之由、招右大弁、(同年三月十三日)

(4) 処勤事年也、不可給者、而故千古依病不上間、二年給有給例者、不可申返之由仰了、(同年十月十二日)

(5) 三日、清雅山階寺別當官符・宿院別當官旨未下之間、且可令行事、以助繩書示送有相朝臣、(天曆二年八九四八二月三日)

(6) 廿三日、中使俊朝臣來云、欲上清涼殿棟上間、可有行幸云々、今有何日、(同年二月廿三日)

〔九曆〕

(7) 殿末參議以益欲傳弁・少納言之間、避座傳之、(承平七年八九三 七八月十五日)

(8) 御疊進舉間、下官立階西、參議・侍從等東、宰相同可立階西、而立東、似無便宜云々、(天慶三年八九四〇九月十八日)

(9) 依件兩人之酬答先閑命旨、其後隨上立箸、厨汁物之間、更置箸者、(同七年八九四四四月二十九日)

(10) 事漸畢間參待齋門、忿・尤甚、不執申於上、但爲令實否、(天曆元年八九四七十二月十七日)

(11) 時刻已至、欲出門之間令陰陽助茂樹宿衾行反閑之事、(同四年八九五〇七月十日)

〔将門記〕

(12) 長官稍集度々過、依官符之旨擬追補之間、急提妻子迺渡於下總國豐田郡之次、(真福寺本285行)

(13) 而 恒例兵衆、八千餘人未來集之間、管所率四百餘人也、(同 473行)

例えば、用例(6)は、「廿三日に、中使俊朝臣が来て言うには、清涼殿の棟上をしようと思うので、行幸す可きだ」と建言している意と解せられ、「棟上をしようと思ううちに、行幸す可きだ」の意とは考え難い。

同様に、用例(7)は、「殿末參議が益を弁や少納言に伝えんとしたので、座を避けて之を伝えた」、用例(10)は、「事が漸く終わったので、待賢門に参った」、用例(11)は、「時刻が既に出門の時となり、門を出ようと思ったので、陰陽助茂樹宿衾に反閑の事(安倍家の秘法で、一種の折騰)をさせた」という意と老えられ、それぞれ「するうちに」の意とは考え難い。用例(13)も、「しかし、恒例の兵衆八千余

人が未だ来集しないので、将門の率いる兵は四百余名のみだった」の意であって、「八千余人が来ないうちに」の意とは考えられない。同じような用例は、平安遺文所載の古文書類にも次の如くに見られる。

〔佐伯院付属状〕

(14) 庄嚴已成之後、兩卿相次薨卒、其後麻毛利宿禰一女子佐伯氏子居住彼寺、而不治之間、令破壊數屋、竟發邪心、彼田地奉活閑院大臣、即買留、(延喜五年八九〇五七月十一日)

〔内供奉十禪師禪果弟子等解〕

(15) 右件地山等、故師十禪師以去寛平七年從三統普子等手所買得也、而彼此互請作之間、諠譁不絕、因茲爲斷相論、故院被放永年之行文也、(延長六年八九二八七月十七日)

〔伊勢国飯野莊大神宮勅注〕

(16) 此国遭去貞觀十六年大風暴雨、國府官舎皆悉顛倒之間、文書多致腐損紛失也、仍无實之由裁度度交替帳、言上已了、(同七年八九二九七月十四日)

〔橘元実伊賀国玉瀧袖施入状案〕

初其官符云、件袖私人所領也、宮城修理之間、殊給官符令造用云云、無力愁申私難之間、樹木漸切掃、墳墓作露地、其崇彌可有元實并子孫之身、不若永奉施入伽藍、(天徳二年八九五八七月二十日)

先と同様、意味用法の検討を試みると、例えば用例(14)は、「其後に、佐伯麻毛利宿禰の一女子氏子が、彼の寺に(恐らく病等で)居住した。ところが、治癒しないので、寺の建造物数屋を破壊せ令め、竟に邪心を発してしまつた」という意であり、「治癒しないう

ちに、破壊せ令めた」とは考えにくい。又、用例(16)は、「此の国は、去る貞観十六年の暴風雨に遭遇し、國府の官舎が皆悉く倒壊してしまつたので、所蔵の文書多数が腐損紛失してしまつた」という意と考えられ、「倒壊するうちに、所蔵の文書多数が腐損紛失してしまつた」という意は当らないように思われる。

以上に明らかのように、かかる「間」の原因・理由を表わす用法の成立時期は、従来言われた如き中世以降とも、或いは平安後期以降とも考え難く、それより百年乃至百五十年程遡る、平安中期に成立したものと考えることができる。尚、管見に入つた用例の上では、用例(14)の佐伯院付属状の延喜五年(西暦九〇五年)が最古例であるが、用例数から見て、遅くとも延長・承平年間頃(西暦九二〇〜九三〇年)には、確かに成立していたことが知られる。

三、成立原因

さて、ここで、この用法の成立原因やその背景を考えてみたい(以下、「間」は「アヒダニ」と訓じて用い、他もこれに従うことにする)。

和化漢文の「アヒダニ」と屢々対比される和文の「ホドニ」に、同様に原因・理由を表わす用法が見られることは、大方の知る所である。この「ホドニ」の原因・理由を表わす用法の成立については、望月郁子氏の論文「類義語の意味領域——ホドをめぐって」^{注8)}に、次のような記述がある。

「ところが、ニが理由を示す接続助詞として用いられるようになり、一方、ホドも、意味領域が広がって、時間についていうばかりでなく、程度や様子をも意味するようになると、ホドニは、時を過

すので……程度なので・有様なのでなどの副助詞的でもいうべき意を生じる。そして、かげろふ日記の頃から、ホドニは、時を過すので・時なのでなどの意とも、……なので……故と単なる理由・原因の意とも、どちらともとれる用例が見られ、さらに進んで、理由・原因を示す一つの接続助詞として使われるようになって行く。」

すなわち、助詞「ニ」の意味の変化に伴って生じたものと説いて

いられる訳であるが、このような原因・理由・機縁等を表わす助詞「ニ」の類例は、既に「万葉集」に、
（帥）敷細乃 枕従久々流 涙二曾 浮宿乎思家類 戀乃繁余（五〇七）
「枕から流れる涙に浮寝をしてみました。恋心がしきりで止むことがないから。（日本古典文学大系頭注）」等としてかなり見受けられるので、俄には首肯し難く、また、これを以て「アヒダニ」の問題の解答と為すことはできないように思われる。加えて、和化漢文自体に附訓例が僅かであることもあり、この助詞「ニ」による解明にはさしたる有意性は無いと考えられる。従って、この問題は「アヒダニ」自体を中心として、検討する必要があるように思われる。

そこで、先ず「アヒダニ」そのものから、原因・理由を表わす用法の成立原因の、内的要因を考えてみる。

この意味用法を有する「アヒダニ」は、先述の如く、構文的には時間的意味用法中の、私の所謂継続の用法と同一である。さすれば、もともと時間的意味用法であったものが、原因・理由を表わす用法に転化したものと見ることが出来る。従って、二つの意味用法を表わす「アヒダニ」の何れもが接続助詞的であることに着目すると、時間的意味用法を表わす接続助詞が、原因・理由の意味用法を

表わす接続助詞に、転化し得るか否かを検証することによって、この問題の解答とすることができると考えられる。しかし、現時点ではそれを証明するに足る材料を用意していないため、今は森重敏氏等、先学の論に依拠するに止めておきたい。

森重氏は、「接続助詞の分類」に於いて、時間的接続助詞が、前件と後件とが明らかに時間的な継続的前後関係にあり、しかも前後両件の結び付きが心理的偶然性を脱しない「展開関係」から、言語主体の悟性の作用による論理化を進めるに従って、「原因結果関係」・「理由帰結関係」・「根據生産関係」へと展開することを論じている。さらに、山口堯二氏は、「接続助詞「は」の確定条件法」に於いて、原因・理由を表わす「必然確定」を本来の用法とすると考えられる接続助詞「バ」と、「偶然確定」（一種の時間的前後関係）の用法のそれとが、前件が「状態を表わす」か「契機を表わす」かで異なること、また、同じ必然確定にあっても契機を表わすものも存し、それらは所謂偶然確定に準ずる意味となることを明らかにされた。言わば、森重氏の論を、別の立場から具体的に実証された訳である。

従って、これら二つの論により、時間的意味用法と原因・理由を表わす用法とが、隣接する意味用法であることが考えられ、これが「アヒダニ」における意味用法の転化の、一つの根拠ともなり得ると推測されるのである。

因みに、原因・理由を表わす用法が成立した、平安中期資料の将門記には、形式体言的用法の「アヒダニ」に次の四様が見られる。このうち、A・B・Cは、隣接する意味用法の、段階を追った展開と見做すことができ、右の推測の傍証とも言えよう。

A、時間的意味用法であるもの 14例
 (10) 廻謀^ス之間^ニ數句^ニ相隔^ス。(真福寺本131行)

B、原因・理由、時間的意味用法双方に關係するもの 5例

(20) 前掲用例(12)

C、原因・理由を表わす用法であるもの 1例

(21) 前掲用例(13)

D、前後兩件の結び付きが無關係であるもの 1例

(22) 乃、擬對面之間。故上總介、高望王之妾、子平良正、亦將門次之伯父也。(同33行)

1、原因・理由を表わす表現形式に於ける検討

先に、「アヒダニ」が接続助詞であることを観点として、原因・理由を表わす用法が成立した、内的要因を探らんと試みたが、未だその一端を述べ得たに過ぎない。そこで、次に言わば外的要因として、和化漢文に於ける原因・理由を表わす表現形式全体を対象とし、それを史的に検討することによって、その手懸りを考えてみる。次表が、その結果をまとめたものである。

表に示した如く、原因・理由を表わす表現形式はこの六種に限定される。六種を機能により分類すると、A A V 独立的に文と文とを接続する、所謂文頭例の「ヨリテ」・「ユエニ」と、A B V 付屬的に前件に承接する、所謂文中例とに二分され、後者は、A 1 V 主として用言接続をするもの、「ユエニ」・「アヒダニ」・「バ」と、A 2 V 主として体言接続をするもの、「ニヨリテ」とに、更に二分される。

このうち、顕著な結果を示すのはA B 1 V 類である。すなわち、「ユエニ」が上代資料より平安初期資料に至るまで見られながら、

平安中期以降の資料からは全く拾われなくなるのに対して、逆に、「アヒダニ」は平安中期以降初めて現われるという、相補關係が看取されるのである。この現象は、平安遺文に於ける延暦から寛平年間と、延喜から康保年間との対比に於いても認められ、平安初期までと平安中期以降との間に、原因・理由を表わす表現形式が変容していることを窺い知ることができるのである。

この変容の一端は、他の表現形式に於いても見受けられ、A A V 類では、上代から平安初期まで40%程と、かなり盛んに用いられた「ユエニ」が、平安中期以降、將門記の18・75%を最高として極く僅かになる傾向があり、A B 2 V 類では、「ニヨリテ」が、平安初期以前に10%20%程であったのに対し、平安中期以降には40%80%にまで増加している。大局的にこの変容を見ると、平安初期と平安中期とを境として、「ユエニ」系の減少、「ヨリテ」系の増加、「アヒダニ」の発生という、三つの動向を捉えることができる。

従って、原因・理由を表わす表現形式全体に大きな変容が看取される訳であって、この変容の原因は一つ「アヒダニ」の成立のみを求めるべきではなく、むしろ、この変容の中に、かような「アヒダニ」の成立する要因を求めるのが妥当であろう。

事実、「ユエニ」と「ヨリテ」との意味用法上の混用は、次のA表4 V 1 独立的な「ユエニ」と「ヨリテ」の用法に於いても明らかである(但し、この問題に關しては調査資料も少ないため、詳細は別稿に期したい)。

これは、「ユエニ」と「ヨリテ」とが、前後兩件(兩文)を説明的に接続するか、あるいは継起的に接続するかを検討したものである。それによると、「ユエニ」は、藤原照等氏が古事記の「故」を、

△表3▽ 和化漢文に於ける原因・理由を表わす表現形式

		A. 独立的		B. 付属的 (前件に承接)			
				1. 主として用言接続		2. 主として体言接続	
		ヨリテ	ユエニ	～ユエニ	～アヒダニ	～バ	～ニヨリテ
上代	古事記		404 (87)	用 9 9 (1.8)	/	21 (4.5)	体用 11 19 30 (6.7)
	風土記	105 (21)	345 (68)	用 1 1 (0.2)	/	4 (0.8)	体用 37 12 49 (10)
	七代記	4 (31)	7 (54)		/		体 2 2 (15)
	家代伝	13 (36)	14 (38)		/		体 9 9 (26)
平安初期	法王帝説	1 (8)	8 (61)	用 1 1 (8)	/		体 3 6 (58)
	日本盤異記	20 (9)	125 (57)	体用 9 21 30 (13.7)	/	10 (4.6)	体用 25 9 34 (15.7)
	諷諭文稿 平安遺文 (延暦～寛平)	139 (36.5)	17 (39) 16 (4.2)	体用 2 15 17 (39) 用 3 3 (1.3)	/	4 (9)	体用 3 3 6 (13) 体用 220 2 222 (58)
平安中期	平安遺文 (延喜～殿保)	104 (34)	15 (5)	/	12 (4)	5 (2)	体用 149 19 168 (55)
	貞信公記	89 (19)	2 (0.4)	/	6 (1.3)	3 (0.6)	体用 261 104 365 (78.7)
	九曆	266 (34.5)	1 (0.06)	/	10 (1.3)	2 (0.14)	体用 392 98 490 (64)
	将門記	26 (32.5)	15 (18.75)	/	6 (7.5)	2 (2.5)	体用 21 10 31 (38.75)
平安後期以降	御堂関白記	560 (35.8)	4 (0.2)	/	76 (5)		体用 692 233 925 (59)
	高山寺本古往来	21 (42)		/	8 (16)		体用 6 15 21 (42)
	小右記 (長保まで)	385 (52)		/	21 (3)		体用 249 87 336 (45)

〔注〕○原因・理由を表わすものは上記六種に限られる。

○()内の数字は百分率。

○体は体言接続、用は用言接続の用例数を示す。

○バには體添例は含まない。

ヨリテ		ユエニ		
(継起的 それ) ^起	(説明的 だから) ^的	(継起的 それ) ^起	(説明的 だから) ^的	
19	1	23	102	日本靈異記
			17	飄誦文稿
19	7	2	13	将門記
8	13			高山寺本古往来

「説明的な性格をもち、従って帝紀にも可なり用いられ、旧辞では、多くその説話の結びとして叙述者の側から何らかの説明を施す働きをする」と述べられた如く、もともと説明的であり、一方「ヨリテ」は継起的であったことが知られる。ところが、この本則は平安初期までであって、平安中期以降には、「ヨリテ」に説明的用法が増加するという形で混用化が始まり、高山寺本古往来では「ヨリテ」のみで、しかもそれが説明的用法を多くするに至るのである。将門記の「ユエニ」に説明的用法が13例と多いが、このうち10例は割注部分に存するので、強ちに例外とするには及ばない。むしろ、割注部分に説明的用法の命脈を保っていると考えられる例と云える。先掲八表3Vの「独立的な「ユエニ」と「ヨリテ」の用法

の平安中期以降に於ける減少は、これによって説明されるものと考えられ、ひいては、もとより僅かであった付属的な「ユエニ」が、平安中期の混用に伴い見られなくなることも推測されるのである。

ところで、独立的な「ユエニ」と「ヨリテ」との相関を、そのまま付属的な「ユエニ」と

「ユエニ」との相関に敷衍して考えれば、付随する現象として処理することもできるが、平安初期以前の「ユエニ」の数量に比し、平安中期以降における「ユエニ」の増加量は甚だ異常と言わざるを得ない。更に、「ユエニ」が主として体言接続をし、単なる事実を叙述するのに対し、「ユエニ」は主として用言接続であり、説明的に用いられる。又、「ユエニ」は返読する為に、語或いは句の単位でしか接続しにくい等、「ユエニ」と「ユエニ」との間には、自ら差異が存するようである。

従って、原因・理由を表わす「アヒダニ」の成立は、やはり別個に、八表3VのAB1V類内部に於ける消長の中で考えるべきであって、それは、特に構文的に形式体言的用法としても近似する、「ユエニ」との関連に求められると考えられる。又、「アヒダニ」自体、原因・理由を表わす用法に転化した場合、既に叙述主体による論理化の上に立っているので、多分に説明的であると考えられ、この点からも「ユエニ」との関連を窺うことができると思われるのである。

尚、接続助詞「バ」には、顕在する割合にさしたる時代による変化は無く、又読添例の存することが予想されるため、これをも直接的な要因とはしにくい。しかし、「バ」が用言接続のみである点「アヒダニ」と同様であり、「アヒダニ」に原因・理由を表わす用法が固定化するのに伴い、例えば、院政時代成立とされる高山寺本古往来には原因・理由を表わす「バ」が見られなくなる等、この二語の関係にも、間接的な要因の存在を考慮しておくべきである。

2、「ホドニ」との関連

ところで、和化漢文に於いて、本来時間的意味用法を主として表わしていた「アヒダニ」に、原因・理由を表わす用法が成立したもう一つの外的要因には、「ホドニ」との関連が考えられる。

この「ホドニ」には、周知の如く「アヒダニ」同様「するうちに」の意と解せられる時間的意味用法の継続の用法が見られる。しかし、これは本来和文専用の用法であったものと考えられる。和化漢文の「ホドニ」は、八表1∨八表2の如く、平安初期までは殆ど見られず、あっても空間的意味用法の距離の用法や、程度の用法に限られており、平安中期に至って初めてこの用法が出現する。

例仍彼此合職之程、國軍三千人如員、被討取一也（真福寺本將門記 298行）

換言すれば、時間的意味用法（就中継続の用法）には専ら「アヒダニ」を用いていた和化漢文に、更に「ホドニ」が存するようになった訳である。これは、和文の影響によるものと考えられ、この和化漢文と和文との交渉も、土左日記に於ける紀貫之の如き人物を考えれば、想像に難くないであろう。

従って、それまで意味用法、及び位相的に差異の存した「アヒダニ」「ホドニ」両語が、この時期に交渉を持ち、その結果明瞭な差異を失い、同様の意味合いで使用されるが如き、混用化が行われたと考えられるのである。この混用化は、九磨・將門記等に、形式体言的用法として従前と同様の構文でありながら、時間的意味用法とも原因・理由を表わす用法とも理解されぬ、単なる形式語が出現することによっても証明される。

次下が、その諸例である。

〔九磨〕

例而不調馬乘整之間、及七八度、乘整後上卿仰曰、（承平七年八月三七）八月十五日）

例愛駕御馬乘整之間及數廻、々々後上卿曰、（同年八月廿八日）

〔將門記〕

例乃、擬對面之間、故上總介、高望王之、妻子平良正、亦將門次之伯父也、（真福寺本 33 行前掲用例例）

〔丹波困牒（平安遣文）〕

例加之年來依成申件調絹、付申播本帳平秀・勢豊等名各二丈者、爲令辨進件絹、罷向平秀等私宅、而遁隠山野、不曾相辨、仍件絹辨進之間、各稻二百棟許檢封、今須辨進彼絹之後可開免件稻者、乞也察狀、以牒、（承平二年八月三十一）九月廿二日）

以上を検討してみると、用例例は、「しかし、不調の馬を乗整することが、七八回に及び」、用例例は、「愛駕（乗物を転倒させた）の御馬を乗整することが、数回に及ぶ」のように、「すること」の意と考えられ、用例例は、「絹を弁進せず山野に遁隠したので、その絹を弁進するまで、各自の稲二百束許を檢討し」の如く、「するまで」の意と解せられるなど、「アヒダニ」に当る意味は一樣でない。また、用例例は、前件の「そこで、対面せんとする」と、後件の「故上総介高望王の妻の子である平良正も亦、將門の次の伯父である」とが全く無関係に接続されているようであり、文字通りの形式語と考えることができる。

このように、「アヒダニ」には、「ホドニ」との交渉に基づく意味用法上の混用によって、形式語という、意味用法に於ける一種の空隙（スキマ）が生じているのである。しかも、それらは平安中期に

のみ見られ、平安初期以前・平安後期以降の何れからも認められな
いたため、過渡的な一時的現象であることも知られるのである。この
他、九磨には、

〔例〕但内辨大臣申云、永可御出之程、將著輕者、重被仰可早著之由、
暫之大臣著座了、(天慶九年八四六〇四月廿八日)

〔例〕位記記箇之程、後聞可注、(同年四月廿八日 割書)

の如く、「ホドニ」にて原因・理由を表わしているかと考えられる
用例も見受けられる。例えば、用例〔例〕は、「位記の箇を置いておく
ので、後から聞いて注記しておく」の意と解せられ、この時期に於
ける両語の混用の度合が測り知られるのである。ただし、かかる用
例は、管見では九磨以外には看取されない。

以上により既に明らかなように、前述の原因・理由を表わす表現
形式全体が大きく変容しつつあった時期と、「ホドニ」との関連に
より「アヒダニ」に意味用法上の空隙が生じた時期とは、大略の一
致を見るのである。従って、平安中期に於ける「アヒダニ」に、原
因・理由を表わす用法を成立せしめた原因として、特に如上の二つ
の事象を考慮することができるのである。

四、むすび

本稿に於ける結論は、既に前章までに述べたので、改めて繰り返
さないことにする。よって、ここでは「ホドニ」の原因・理由を表
わす用法について触れておくことにしたい。

平安中期の和文に於ける原因・理由を表わす表現形式は、少数例
を除外すればほぼ接続助詞「バ」に限定されると考えられるので、
その意味用法を観点として検討を試みた。次表が、その結果をまと

めたものである。^{注15}

表に明らかなように、確定条件の「已然形十バ」に於いて、土左
日記とかげろふ日記とを境として、原因・理由を表わす用法の割合
と偶然接続の割合とに著しい差異が看取される。すなわち、原因・
理由を表わす用法では、伊勢物語・土左日記が70〜80%であるのに
対し、かげろふ日記・和泉式部日記が50%台に減少しており、逆に
偶然接続では、前者が10〜20%程であるのに対し、後者が30〜40%
程に増加しているのである。これにより、土左日記
とかげろふ日記との間に、
和化漢文と同様の、原因・
理由を表わす表現形式の変
容が生じたことが推測され
るのである。従って、かげ
ろふ日記を境とする原因・
理由を表わす用法の割合の
減少は、この頃和文にも他
の表現形式、すなわち「ホ
ドニ」の原因・理由を表わ
す用法が成立した為と考え
られるのである。

	已然形十バ		未然形十バ
	原因・理由	偶 然	仮 定
伊 勢 物 語	159 (67)	47 (20)	27 (11.5)
土 左 日 記	78 (79)	14 (14)	6 (6)
か げ ろ ふ 日 記	533 (52.5)	408 (40.2)	75 (7.3)
和 泉 式 部 日 記	141 (56.8)	82 (33)	22 (9)

〔注〕○主として平安中期とした。

○()内は百分率。和が百にならぬものは、他に逆接的なもの割合が含まれるからである。

○表に掲げないが、竹取物語に於ける三者の比率は、左から 50%、35%、15% である。

しかし、和文の「ホドニ」に於けるこの用法の成立は、和化漢文の「アヒダニ」に於けるそれよりも、

数十年程遅れていたものと思われ、又その成立原因は、やはり和化漢文の「アヒダニ」との交渉によるものと推察される。尚、先述した用例(例)の如き、和化漢文の「ホドニ」に於ける原因・理由を表わす用法の存在によって、和文の「ホドニ」のこの用法も亦和化漢文側にて成立し、それが和文に移入されたと考えられることもできるが、九暦以外の和化漢文資料に同様の用法が拾われぬことに徴すれば、その可能性は薄く、和文側にて成ったものとするべきであろう。

以上、「アヒダニ」の原因・理由を表わす用法につき、それが和化漢文独自の意味用法であると指摘するのを基点として、その成立時期・成立原因、更には和文に於ける原因・理由を表わす「ホドニ」との関連についても考えてきた。それらについては、ほぼ結論を得ることができたものと思う。しかし、先述の「ユエニ」と「ヨリテ」の問題をはじめとして、接続法全般を対象として考えてみる必要性があるなど、今後に残された課題も多い。

ところで、筆者は以前、「和化漢文用字史」と称し、和化漢文独自の、用字法の時代の推移に伴う変化を述べたことがある。^{注16}又、別に、漢文訓読史に於ける訓法の変遷が、和化漢文の用字にも影響を及ぼしていることも述べた。^{注17}しかし、今回新たに和文との関連も見い出されたことにより、先の「和化漢文用字史」の概念を、更に拡大する必要があることを痛感した。それと共に、とりわけ、平安中期に於ける言語位相相互の関連を究明することが急務であると考えている。

注1 「国語学」第36輯、(昭和三十四年三月)。

注2 丸山隼男『接続助詞的な「間(あひだ)について』、「大東文化大学紀要」文学部第3号、(昭和四十年一月)。

下河部行輝『太平記の文体——「間」と「程」——』、『国語学研究』第6号、(昭和四十一年十月)。
等がある。

注3

△表1√△表2√に於ける、意味用法の排列・用語につき、二三の説明を加えておく。△表1√のII、△表2√のIVとした空間的意味用法のA内部とは、B距離・C場所のように限定的ではなく、非限定的なものの総称である。△表2√のIII形式語は、他の意味用法とは同列に並び得ないものである。又、△表2√に於けるII原因・理由を表わす用法とIII形式語は、これがI時間的意味用法の、特にB継続と密接に関連するものであるため、便宜的にここに排置した。

本表の資料には、次下のものを用いた。尚、資料名には略称を用いたものもある。以下の表に因しても同前である。

法華経——大坪併治『訓点資料の研究』(昭和四十三年、風間書房)。慈恩伝——築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝の国語学的研究(訳文篇)』(昭和四十年、東京大学出版会)。敦煌変文——『敦煌変文』(昭和五十三年、中文出版社)。日本書紀——『新訂増補国史大系日本書紀』(昭和四十九・五十三年、吉川弘文館)。古事記——『国宝真福寺本古事記(複製)』(昭和五十三年、桜楓社)。風土記——『日本古典文学大系風土記』(昭和五十二年、岩波書店)。七代記・家伝・法王帝説——『寧楽道文下巻』(昭和五十二年、東京堂出版)。日本霊異記——『興福寺本(複製)』(昭和九年、便利堂)・『来迎院本(複製)』(昭和五十二年、日本古典文学会)・『真福寺本(複製)』(昭和三十

年、訓点語と訓点資料第22輯、小泉道）・『前田家本（複製）』（昭和六年、前田育徳財団）・『国立国会図書館蔵本（原本）』（昭和五十三年、調査）・『風韻文稿——中田祝夫』・『東大寺風韻文稿の国語学的研究』（昭和五十四年、風間書房）・『感露録——日本感露録久安三年点（複製）』（昭和三十三年、龍門文庫）。

注4 資料には、次のものを用いた。

貞信公記——『大日本古記録貞信公記』（昭和三十一年、岩波書店）・九曆——『同九曆』（昭和三十三年、同上）・将門記——『真福寺本（複製）』（大正十三年、古典保存会）・『楊守敬旧蔵本（複製）』（昭和三十年、貴重古典籍刊行会）・御堂関白記——『大日本古記録御堂関白記』（昭和二十七年、岩波書店）・高山寺本古往来——『高山寺本古往来・表白集』（昭和四十七年、東京大学出版会）・三宝絵——『前田家蔵三宝絵（複製）』（昭和十年、前田育徳財団）。

注5 特に、敦煌変文に於いては、

○遊結徒黨五百餘人、晝夜倍程、來至江州界内、當即屯（屯）軍而便即住。（龜山遠公話）
の如く、継続の用法と思われる「程」が拾われる他、
○又辭東隣及西舍、便進前呈（程）數里強。（董永変文）
のように、距離の用法と考えられる「程」もある。和化漢文に近い用字法とされる。

注6 注2丸山論文二・二三頁。

注7 以下、原因・理由を表わす「間」の口語訳として、この「で」を用いるが、これは、永野賢氏の論文『から』と『の』と「と」どう違うか（『国語と国文学』昭和二十七年二月号）に基づくものではなく、便宜的に使用するに過ぎない。

注8 「国語学」第78輯、（昭和四十四年九月）。

注9 「国語国文」昭和三十年二月号。

注10 「国語国文」昭和四十年六月号。

注11 前掲論文五〇七頁。

注12 ここに用いた資料のうち、注3・注4に掲げなかったものは、次の二つである。

平安遺文——『平安遺文第一巻』（昭和五十四年、東京堂出版）・小右記——『増補史料大成小右記一』（昭和五十六年、臨川書店）。

尚、小右記は参照資料として掲げた。

注13 但し、これらは一種の類型的な表現形式であり、忠実に訓法を反映している訳ではない。例えば、独立的な「ユエニ」には、「ユエニ」の外に「ソエニ」「カレ」等の訓も含まれている。

注14 『古事記の文接続について』、『国文学攷』第23号、（昭和三十五年五月）。

注15 資料には、次のものを用いた。

伊勢物語——『日本古典文学大系竹取物語・伊勢物語・大和物語』（昭和五十一年、岩波書店）・土左日記・かげろふ日記・和泉式部日記——『同土佐日記・かげろふ日記・和泉式部日記・更級日記』（昭和五十年、同上）。

尚、和化漢文の影響が様々な角度から指摘されている土左日記には、「アヒダ」「アヒダニ」が18例拾われる。この資料の成立が、承平五年（八九三）頃であることより推せば、それらの中に原因・理由を表わす例があるものと予測することができる。しかし、実際には、期間の用法が12例と継続の用法が6例であって、原因・理由を表わす用法は着取されない。無論、「ホドニ」3例の中からもその用法は拾われない。この事実を、土左

日記に原因理由を表わす「バ」が78例も認められることに徴すれば土左日記が和化漢文の影響を色濃く受けていたとは言われるものの、大略は、和文としての文体に規制されていたことが窺われるのである。又、表に竹取物語を直接に掲げなかったのは、同資料に於ける意味用法の割合が、むしろかげろふ日記以降の様相を呈している為である。しかし、この割合は、逆に現存本竹取物語の成立問題を考える上で、重要な手懸りとも言えよう。

注16 『日本靈異記古写本の比較に基づく文末の助字「也」「矣」字の用法』、『鎌倉時代語研究』第3輯、(昭和五十五年三月)。

注17 『来迎院本日本靈異記に於ける「井」字と「竝」字の用法』、『鎌倉時代語研究』第2輯、(昭和五十四年三月)。

〔付記〕

本稿は、昭和五十六年十月、広島大学に於いて開催された、第四十五回訓点語学会研究発表会にて口頭発表したものに基つき加筆して稿を成したものである。小林芳規先生には終始御指導戴き、又、山口佳紀氏、石塚晴通氏からも貴重な御教示を賜った。上の方々に、記して厚く御礼申し上げる次第である。

— 広島大学大学院学生 —